

療育手帳を取得された方へ

療育手帳所持により受けられる各種支援等についてご案内します。

これらの内容は、手帳の障害程度により異なります。

障害程度 最重度・・・㉠、㉠の１、㉠の２

重度・・・Aの１、Aの２

中度・・・Bの１

軽度・・・Bの２

種類 (お問い合わせ先)	対象者及び内容		項目 確認
障害者等用 駐車区画利用証	最重度、重度障害者（児）の方に、障害者等用駐車区画を優先的に利用できる利用証をお配りできます。		☐
ヘルプマーク ヘルプカード	義足や人工関節を使用している方、知的障害の方など、外見からは分からない障害をお持ちの方が、周知の方には配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたストラップ型ヘルプマーク及びヘルプカードをお配りできます。		☐
所得税・町県民税 の障害者控除 ・町民税務課課税係 0479-77-3915 ・東金税務署 0475-52-3121	申告時に手帳を呈示することにより、障害者控除または特別障害者控除の適用が受けられます。		☐
自動車税の減免 ※普通車 ・東金県税事務所 0475-54-0223 ・佐倉県税事務所 043-483-1403 ※軽自動車 ・町民税務課課税係 0479-77-3915	障害程度㉠、㉠の１、㉠の２、Aの１の手帳を所持している方の移動のために利用される自動車に係る税について、減免になります。普通車が軽自動車かで手続き場所・内容が変わり、手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免の対象となりません。家族の自動車を減免とする場合は手帳所持者と自動車の所有者が生計を一としている必要があります。 ※車両購入時の税の減免が受けられる場合がありますので、詳しくは購入業者へお問い合わせください。		
	普通車	手続きは主に県税事務所です。別途、案内があります。 手帳所持者と自動車の所有者が別の場合には、役場福祉課にて作成する「生計同一証明書」を県税事務所へ持参する必要があります。	☐
	軽自動車	手続きは主に芝山町役場です。手帳取得時期や車の購入時期等によって手続きが異なります。基本は納付書受取後に、手続きが毎年必要です。	☐

有料道路の割引 ・福祉課福祉係 0479-77-3914 ・有料道路 ETC 割引登録係 045-477-1233	最重度、重度障害者（児）【第 1 種障害者】が通院、通学、通勤等のため有料道路を利用する場合、料金の割引が受けられます。事前に登録申請が必要であり、登録できる乗用車は障害者の方お 1 人につき 1 台です。		
	ETC 利用なし	療育手帳に割引適応対象のための記載をします。一般レーンにて、支払時に手帳を呈示することにより割引となります。	☐
	ETC 利用あり	事前に申請することにより、ETC レーンを通過した時も割引が適用されます。利用には ETC 車載機と障害者本人名義の ETC カードも必要です。（未成年は親権者等の ETC カードが利用できます。）	☐
運賃の割引 ・各旅客鉄道等 ・各バス事業者等 ・各航空運送事業者	旅客鉄道株式会社 ・バス運賃	療育手帳を窓口呈示して切符を購入した場合、障害をもつ方本人と、その介護者の鉄道・航路の利用料の割引が受けられる場合があります。 （例）JR 各社・・・割引率 50% ※障害区分（第 1 種・第 2 種）や、片道の営業キロ、介護人の同乗の有無等により取り扱いは異なります。その他私鉄（バス）会社にも割引があります。 ※ご利用前に鉄道・バス会社等にご確認ください。 <u>芝山町ふれあいバスは、手帳提示で障害を持つ方本人の運賃無料</u> <u>空港シャトルバスにも、減額措置があります。</u> <u>精算時には、必ず手帳を呈示してください。</u>	☐
	航空運賃	手帳を窓口呈示してチケットを購入すると、障害をもつ方本人と、その介護者の運賃が割引になる場合があります。（国内線のみで、割引適用条件や割引率は会社によって異なります。） ※ご利用前に航空会社にご確認ください。	☐
NHK 受信料 ・福祉課福祉係 0479-77-3914 ・NHK 千葉放送 043-227-7311	受信料の免除	下記のとおり、対象となる方は NHK 受信料の免除を受けることができます。 （1）全額免除 手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の場合 （2）半額免除 最重度、重度障害者の方が世帯主でかつ受信契約者の場合	☐
福祉タクシー助成 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	最重度、重度障害者（児）の方が、タクシーを利用して発生した料金の一部を助成するサービスです。事前に申請が必要となり、タクシー1 回の利用につき 1,000 円まで、年度で最大 48 回まで助成します。		☐
自動車燃料費助成 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	最重度、重度障害者（児）の方が含まれる世帯の所有する自家用車・バイクに係る自動車燃料費（ガソリン代）の一部を助成するサービスです。事前に申請が必要となり、月額 2,000 円、年度内で最大 24,000 円まで助成します。		☐
日常生活用具の助成制度 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	最重度、重度障害者（児）の方が日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の助成を受けることができます。 購入前に申請が必要となりますので、詳しくはご相談ください。申請前に購入してしまった場合は、給付できる用具であっても助成を受けられませんので、ご注意ください。		☐

重度心身障害者医療 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	重度心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的として、保険診療分を給付します。申請後に審査を行い、対象となった方には医療機関受診時に呈示する「重度心身障害者医療費助成受給券」を発行します。詳しくはお問い合わせください。 対象者：最重度、重度障害者の方（16歳未満の子ども医療費助成対象者、及び65歳以上の新規取得者を除く）	☐
特別障害者手当 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	20歳以上で著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方に手当が支給されます。一定の所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。	☐
障害児福祉手当 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	20歳未満で重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する在宅の方に手当が支給されます。一定の所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。	☐
特別児童扶養手当 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	20歳未満で中度以上の障害を有するために、日常生活において介護を必要とする在宅の障害児を養育している方に手当が支給されます。一定の所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。	☐
在宅重度知的障害者福祉手当 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	20歳以上で重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する在宅の方を養護している方に手当を支給します。詳しくはお問い合わせください。	☐
後期高齢者医療 ・町民税務課国保年金係 0479-77-3912	障害程度㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2の方は65歳から後期高齢者医療制度の適用が受けられます。詳しくはお問い合わせください。	☐
障害者年金の受給 千葉年金事務所 043-242-6320	20歳以上の方で、所定の要件を満たしている場合、障害者年金が支給されます。詳しくはお問い合わせください。	☐
心身障害者年金扶養年金 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	心身障害者を扶養する65歳未満の家族が一定期間掛金を拠出することにより、その家族が万一の場合、後に残された心身障害者に年金が支給されます。	☐
障害福祉サービス ・福祉課福祉係 0479-77-3914	地域で安心した生活を送れるようにヘルパー派遣、デイサービス、短期入所等が利用できます。 また、自立した日常生活や社会生活ができるように生活訓練等、就労に必要な訓練等が利用できます。	☐

自動車運転免許取得助成 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	本人が自動車運転免許を取得した費用の一部（3分の2を上限に10万円が限度）を1回に限り助成します。	☐
知的障害者相談員への相談	知的障害者の方に関する問題等について、相談を受ける相談員がいます。 荒井 尚美さん 電話 090-3515-4613 ※電話応対可能時間 9:00～20:00	☐
芝山町手をつなぐ親の会 ・福祉課福祉係 0479-77-3914	障害を持った方の保護者の集まりです。 悩みを分かち合ったり、情報交換をしながら、これからもこの町で元気に楽しく暮らしていけるように活動をしています。 一緒に活動してくださる方を募集しています。 詳細はお問い合わせください。	☐

※その他、施設入場料等の割引、映画館等の割引等が受けられる場合があります。